

気管支ぜん息用および食物アレルギー・アナフィラキシー用

「学校生活管理指導表」の運用開始について

標記の件につきまして、今般、静岡県教育委員会教育長より別添（後掲1）のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

文部科学省が監修して(財)日本学校保健会が取りまとめた「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および「アレルギー疾患用学校生活管理指導表(以下、「指導表」)」につきましては、平成20年5月に日本医師会長ならびに文部科学省スポーツ・青少年局学校教育課より「指導表」を中心とした学校におけるアレルギー対策の仕組みづくりについて協力を求められたところですが、本会におきましては、その趣旨には賛同するものの、無用な混乱を招かぬよう、県下で統一した仕組みを構築したうえで運用を開始すべきとの方針にて、新たに検討委員会を設置して、その具体的な運用方法等について検討してきたところです。

今般の県教育長からの通知は、本会検討委員会の検討結果に基づき本職が県教育長宛てに提出した「意見書」（後掲2）を踏まえ、県教育委員会が本県における「指導表」の運用方針を決定、本年1月5日付にて市町教育委員会等、県下の小・中・高等学校を所管する全ての機関に周知したことについて報告するとともに、本会に対して「指導表」の円滑な運用について協力を求めたものです。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、来年度（平成22年4月）より管下の小・中・高等学校において運用が開始される静岡県版の気管支ぜん息用および食物アレルギー・アナフィラキシー用の「指導表」（後掲3）につきまして、市町教育委員会等との十分な連携により円滑な運用がなされますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

このことについてご不明な点がございましたら、本会事務局業務第2課までお問い合わせください。

教学第 1639 号
平成 22 年 1 月 5 日

静岡県医師会長 様

静岡県教育委員会教育長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の運用について（依頼）

このことについて、平成 21 年 11 月 12 日付け静医発 1025 号を踏まえ、下記のとおり実施することとなりましたので、適切な運用の協力をお願いします。

については、別添写しのとおり各市町教育委員会教育長、各県立学校長、県民部文化学術局私学振興室長、国立大学法人静岡大学教育学部長及び沼津工業高等専門学校長あてに送付しましたので御承知願います。

1 目的

アレルギー疾患を有する児童生徒について「安全・安心」に学校生活を送ることができるよう医学的根拠に基づいた適切な対応を図るため

2 運用開始時期

平成 22 年度（平成 22 年 4 月）より運用を開始する。

3 対象疾患

平成 22 年度は、日本学校保健会及び文部科学省が対象として定める 5 疾患（気管支ぜん息、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、アトピー性皮膚炎）のうち、生命に危険を及ぼす可能性が高い「気管支ぜん息」「食物アレルギー・アナフィラキシー」の 2 疾患とする。

4 様式

気管支ぜん息、食物アレルギー・アナフィラキシーの 2 疾患に対応する学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）静岡県版を使用する。

5 記載

(1) 該当する疾患ごと、原則として、かかりつけの主治医が保護者の依頼を受けて記載する。

なお、食物負荷試験を診断根拠とする食物アレルギーのように、かかりつけ医にて記載が困難な場合は、専門医療機関の医師に依頼して記載することも可とする。

(2) 記載に伴う費用は有料とし、料金については、心疾患及び腎疾患児童生徒に対する学校生活管理指導表に準じ、地域において各市町教育委員会と郡市医師会、地区学校保健会にて協議する。

6 その他

学校に提出された学校生活管理指導表については、その内容等を必ず学校医に報告し、専門的見地からの助言を求めるものとする。

静医発 1025 号
平成 21 年 11 月 12 日

静岡県教育委員会教育長
遠藤 亮平 様

静岡県医師会長
鈴木 勝彦

静岡県におけるアレルギー疾患用「学校生活管理指導表」の運用について

平素より、本会事業に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省が監修して財団法人日本学校保健会が取りまとめた「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下、ガイドライン）」および「アレルギー疾患用学校生活管理指導表（以下、指導表）」につきましては、昨年 5 月、日本医師会長ならびに文部科学省スポーツ・青少年局学校教育課より、「指導表」を中心とした学校におけるアレルギー対策の仕組みづくりについて協力を求められたところです。

本会にてこのことについて協議した結果、「ガイドライン」および「指導表」の趣旨には賛同するものの、その具体的運用については、関係者による十分な検討のもとで、無用な混乱を招くことのないような仕組みを構築した上で実行すべきであり、また、県下全域で統一した方針の下で実施すべきとの結論に至りました。

これを受けて、本会では、会内に専門医による委員会（委員長:吉田隆實静岡県立こども病院院長）を立ち上げ、主として、静岡県における「指導表」の運用方法について検討して参りましたが、今般、計 4 回にわたる検討の結果がまとめられ別紙 2（※略）のとおり報告がありました。

今回新たに取り組む学校におけるアレルギー対策は、文部科学省の意向を受けて、県および市町の教育委員会が主導して、県下の全ての小・中・高等学校に周知を図り、円滑な対応を求めていくものではありませんが、子どもたちの心身の健康問題ならびに学校保健に関わる専門家の立場から、「指導表」を中心とした学校におけるアレルギー対策に関して、次のとおり意見を申し上げますので、貴職の特段のご配慮をお願いいたします。

静岡県におけるアレルギー疾患用「学校生活管理指導表」の運用について（意見）

1 運用開始時期

- ・平成 22 年度（平成 22 年 4 月）より運用を開始する。

2 対象疾患

- ・平成 22 年度は、日本学校保健会および文部科学省が対象として定める 5 疾患のうち、生命に危険を及ぼす可能性が高い「気管支ぜん息」「食物アレルギー・アナフィラキシー」の 2 疾患について運用を開始する。

3 様式

- ・日本学校保健会が作成した 5 疾患全てを対象とした様式は使用せず、当該様式を基に作成した、疾患ごとに対応する 2 様式（①気管支ぜん息用、②食物アレルギー・アナフィラキシー用を静岡県版として使用する。

4 記載

- ・該当する疾患ごと、原則として、かかりつけの主治医が保護者の依頼を受けて記載する。
なお、食物負荷試験を診断根拠とする食物アレルギーのように、かかりつけ医にて記載が困難な場合は、専門医療機関の医師に依頼して記載することも可とする。
- ・記載にともなう費用は有料とし、料金については、心疾患児および腎疾患児に対する学校生活管理指導表に準じ、地域において市町教育委員会と郡市医師会、地区学校保健会にて協議する。

5 その他

- ・学校に提出された学校生活管理指導表については、その内容等を必ず学校医に報告し、専門的見地からの助言を求めるものとする。

静岡県版アレルギー疾患用「学校生活管理指導表」様式

様式の実物は、「気管支ぜん息」「食物アレルギー・アナフィラキシー」の2疾患について、それぞれ別様式とし、A4版の両面多色刷りとなります。

以下から入手してください。

○気管支ぜん息用学校生活管理指導表

○食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表